



「6月からの給与計算の所得税にかかる定額減税の概要について」

●令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除（定額減税）を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、**令和6年6月から定額減税が実施**されることとなります。

定額減税の経緯

賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税の減税を実施する。

定額減税の対象者

対象者：令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方（給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下である方）です。

定額減税額

特別控除の額は、次の金額の合計額です。
ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

- 1 本人（居住者に限ります。） → 30,000円
- 2 同一生計配偶者及び扶養親族（いずれも居住者に限ります。） → 1人につき30,000円

かなり複雑な制度が予定されており、給与計算および今年の年末調整に大きな影響のある内容となります。事前の準備が大切となりますので、情報が更新されましたら、随時発信させていただきます。

<制度の複雑な点の具体例>

- ・16歳未満の扶養親族も減税対象
- ・減税対象の配偶者は「源泉控除対象配偶者（所得95万円以下）」ではなく「同一生計配偶者（所得48万円以下）」等

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/01.htm>

「その他トピックス」

① 「令和6年度の雇用保険料率が決定」

2024年度の雇用保険料率について、厚生労働省から公表された。公表された雇用保険料率は2023年度から変更なく、**同率の保険料率**となる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/001211914.pdf>

② 「2024年4月1日から労災保険率が変更」

2024年4月1日から**労災保険率が変更**となり、その内容は、**全54業種中、17業種が引き下げ、3業種が引き上げ**となる。2024年度の年度更新の際には、新しい労災保険率にて計算することになる。

https://www.mhlw.go.jp/content/rousaihokenritu_r05.pdf

③ 「社員の学び直しに取り組んでいる企業は約7割」

（調査期間：2024年1月22日～1月31日 調査対象：企業・団体の人事担当者 有効回答数：531社 調査方法：Web アンケート調査）

同調査に回答があった企業のうち、社員のスキルアップ、**学び直しの取り組みについて「実施している」との回答が69.1%に上った。**

<回答結果>

- | | | | |
|-------------|-------|------------|-------|
| ・リスニング手当の支給 | 28.4% | ・eラーニングの導入 | 12.9% |
| ・書籍の購入補助 | 24.2% | ・社内研修の実施 | 11.7% |
| ・資格取得支援 | 14.0% | ・社外研修の活用 | 9.5% |

<https://service.gakujo.ne.jp/wp-content/uploads/2024/02/240209-comenq.pdf>

「令和6年 新人・若手社員実践力アップ研修」のご案内

<セミナー内容>

社会人としての心がまえをはじめ、ビジネスマナーや仕事におけるコミュニケーションなど、新人・若手社員に必要な意識・知識・行動が身につく内容となっております。

- ・開催日時：令和6年4月25日(木)
- ・時間：9時30分～16時
- ・対象：令和6年度新入社員
第二新卒/中途採用/入社3年以内の若手社員
- ・会場：大阪市立青少年センター
KOKO PLAZA（新大阪）
- ・受講料：5,000円（税込）/名

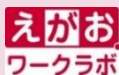


セミナー開催のイメージです。
お気軽にお問い合わせください。

「今月の無料相談会」

開催場所	日時・場所	備考
京都	日時：3/7 (木) 13:00-17:00 場所：京都リサーチパーク 4号館3階 BIZ NEXT	※ご予約不要です。 お気軽にお越し下さい。 (BIZ NEXT受付へ)
大阪	3月は実施の予定なし	-
東京	日時：3/21 (木) 10:00 - 17:00 場所：ビジネスエアポート東京	※要予約になります。 事前に下記問合せ先まで ご連絡下さい。

～発行元～



社会保険労務士法人えがおワークラボ

代表社員 上田 恭子

(特定社会保険労務士、組織力診断士)

<スタッフ：社労士5名、行政書士1名、職員13名>

<えがおワークラボグループ>

京都オフィス 〒600-8815 京都市下京区中堂寺粟田町93 KRP4号館3階

TEL：(075) 352-2848 FAX：(075) 320-3689

東京オフィス、大阪オフィス、松山オフィス

【お問合せ】 info@egaoworklabo.or.jp (えがお事務局)